

パートナー21

さんかく でみんなの **わ** をつなごう!



ゆうしゆうさくひん
優秀作品

2015(平成27)年度男女共同参画に関する作品
安徳南小学校1年 平山 拓海 さん

男女共同参画啓発冊子 (パートナー21) 第10号の発行にあたって	1
2015 (平成27) 年度男女共同参画優秀作品の紹介	2
イクメンへの挑戦! ~育児休業を経験して~	3~4
オーストラリアからのメッセージ~女性研修の翼~	5~7
武末町長が講演を行いました~あすばる男女共同参画フォーラム2015~	8
女性活躍推進法	9
デートDV防止プログラム (中学校)	10

だんじょきょうどうさんかくけいはつさっし 男女共同参画啓発冊子 (パートナー21)

だいごうはっこう 第10号の発行にあたって

1999(平成11)年6月に国が「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現を21世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置付け、男女共同参画社会の形成の促進に関する様々な取り組みを行っております。

本町では、2003(平成15)年3月に「那珂川町男女共同参画プラン」を策定し、2005(平成17)年4月に「那珂川町男女共同参画推進条例」を施行しました。翌年の2006(平成18)年11月23日には「男女共同参画都市宣言」を行い、2011(平成23)年は男女共同参画都市宣言5周年記念事業を行いました。

そして、2012(平成24)年度は、第1次プランを継承し、活力ある地域社会を実現していくため、第2次那珂川町男女共同参画プラン(2013年度～2022年度)を策定しました。この第2次プランに沿って、進捗状況の検証を行っています。

さらに2016(平成28)年は、「男女共同参画都市宣言」から10年目を迎えます。ひとり一人がお互いを認め合い、尊重し合う社会の実現に向け、機運を広く醸成し、地域をあげて男女共同参画社会づくりに取り組んでいくため、11月23日には、男女共同参画都市宣言10周年記念事業を実施いたします。今後も男女共同参画推進のための情報や、行政の取り組みを町民の皆さまに提供していくとともに、男女共同参画社会の実現に向けて、協働のまちづくりに取り組んで参ります。なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

2016(平成28)年2月

なかがわちょうちょう
那珂川町長

たけすえ しげき
武末 茂喜

2015(平成27)年度

男女共同参画優秀作品の紹介

優秀作品

「男女がともに自分らしく輝いて生きるまち ながわ」を実現するため、男女共同参画をテーマとした作品を募集しました。ポスター68点、標語362点、短歌3点、にわか3点、寸劇台本6点、合計442点の応募がありました。厳正な審査の結果、次の5点を優秀作品として決定しました。

標語の部

助け合い

未来を変える

共同参画

福岡女子商業高等学校三年 石橋 菜妙恵さん

みどめあい みんなでつくらう

明るい社会

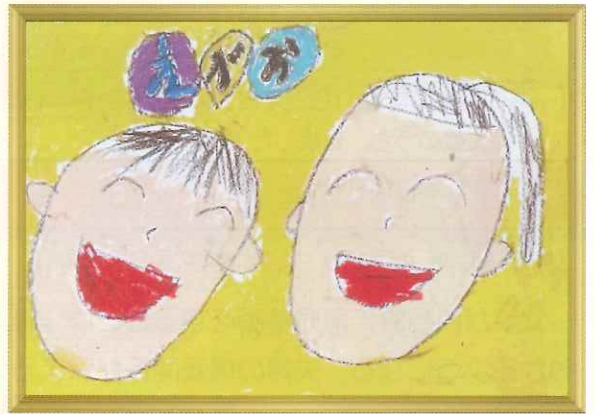
那珂川中学校三年 田中 幸奈さん

受け入れる 心がつなぐ

男女の輪

片縄小学校六年 中岡 隼也さん

ポスターの部



安徳南小学校1年 平山 拓海さん



福岡女子商業高等学校2年 白水 舞さん

男女共同参画推進センター「あいなか」

2015(平成27)年度の男女共同参画作品を展示しています。

また、男女共同参画に関する書籍やDVD等を設置しています。ぜひ、ご来場ください。



イクメンへの挑戦！

～育児休業を体験して～

育児休業は、女性だけでなく男性も取得できます。2013（平成25）年度の福岡県雇用均等・仕事と家庭の両立実態調査では、女性の出産者に占める育児休業取得率は92.2%、男性の取得率は0.6%でした。男性の育児参画の機運は広がっていますが、男性の育児休業取得者は、まだ少ないのが現状です。

育児休業の取得者数、復職者数、退職者数（福岡県）

	女性	男性
(1) 平成24年1月1日～平成24年12月31日までに出生した人数 ※男性は配偶者が出生した人数	868人	1,489人
(2) (1)のうち、平成25年10月1日までに育児休業を取得した人数 (平成25年12月31日までに育児休業を予定している人を含む)	800人	9人
(3) 平成24年1月1日～平成24年12月31日までに育児休業を終了した 従業員のうち、復職した人数	637人	9人
(4) 平成24年1月1日～平成24年12月31日までに育児休業を終了した 従業員のうち、退職した人数	80人	0人
育児休業取得率 [(2)/(1)]	92.2%	0.6%

(備考) 福岡県「雇用均等・仕事と家庭の両立実態調査」(平成25年度)より引用。

父親が積極的に育児参画をすることは、集中的に子どもと接する時間を持つことで、子どものことがよくわかるようになる。夫婦の信頼関係が深まるなど様々なメリットがあると言われています。

今回、2015（平成27）年4月より、育児休業を取得中の日下部篤さんにお話を伺いました。

★ くさかべ あつし 日下部 篤さん

那珂川町教育委員会教育部学校教育課課長補佐
2015（平成27）年4月より育児休業取得中。

○育児休業を取ろうと思ったきっかけを教えてください

2015（平成27）年1月に第一子が生まれたのですが、そのとき私は43歳でした。一般的な父親と比べると決して若くなく、日本人の平均寿命や健康寿命を考えたとき、「この子と一緒に（しかも元気な時に）いられる時間は少ないかもしれない。それなら、できるだけ長く一緒にいよう。」と考え、1年間の育児休業を取ることにしました。

また、育児・介護休業法が改正され、制度がどんどん充実してきたこと（パパ・ママ育休プラス制度の導入、育児休業給付金の増額等）も、育児休業を取ろうという意思を後押ししました。



○職場の人や家族の反応はどうでしたか。

育児休業を取ることについて、他者の反応がとても心配でしたが、職場の上司や同僚、配偶者は、「ああ、そうなんですか」と意外とあっさりした反応でした。私と配偶者の育児休業が重複する期間もあり、職場の方々については、様々な思いはあったと思いますが、理解が得られて良かったと思います。

○子育てのエピソードを教えてください。

子育てで毎日が淡々と過ぎていくという感じです。育児休業期間を通じてですが、子どもはゆっくりながら、日々成長しています。笑うようになったり、寝返りができたり、お座りができたり、はいはいができてたり。そのような「初めて」の瞬間に出会い、喜び合えることが、育児休業を取得してよかったと思うところです。仕事をしていると、なかなかそのような機会に立ち会えなかったでしょうし、日々貴重な経験をさせていただいていると感じています。



○家事分担はどのようにしていますか？

特に家事の分担は決めてはいません。ただ、実質的には配偶者のほうが家事に多くの時間を費やしています。私のほうが長い時間といえば、子どもと遊んでいる時間とお風呂に入れる時間くらいでしょうか。

○みんなに伝えたいこと

男性が育児休業を取得することは、育児の大変さを体験し理解できること、子どもと多くの時間をすごせること等、様々なメリットがあります。できれば男性と女性が同じくらい取得できればいいですし、私も男性に対して「育児休業の取得」を勧めたいですが、現在の日本の育児に対する考え方や、社会情勢、経済状況を考えると、簡単にそういうことも言えません。

男女共同参画社会の実現のためには、社会の意識や制度を変えていく必要があると感じます。



2015(平成27)年度の男女共同参画講座(第3回)の様子。「パパの子育て講座」をテーマにトークセッションを行いました。

オーストラリアからのメッセージ

～女性研修の翼～

「女性研修の翼」は、地域や企業等で積極的な活動を行っている女性を海外に派遣し、外国の各種制度・施設の視察・調査や、人との交流等を通して、男女共同参画社会づくりの推進のために国際的な視野を持つ活動できる人材を育成することを目的に行われている福岡県の事業です。2014（平成26）年に「女性研修の翼」に参加された、八代 由美さんにお話を伺いました。

八代 由美さん

ずっと住みたい那珂川ネット21代表、男女共同参画審議会会長、行政改革推進委員会委員、都市計画審議会委員、人権擁護委員、王塚台区公民館長、安徳南小学校学校運営協議会副会長、那珂川南中学校ブロック拡大学校運営協議会委員、座・しゃくなげなどに携わる。

「女性研修の翼」メンバーとの写真
中央：八代さん



★ オーストラリアの概要 ★

正式国名 オーストラリア連邦
Commonwealth of Australia
首都 キャンベラ Canberra
面積 769万2,024km²（日本の約20倍）
人口 約2,357万人
（2014年8月。豪州統計局）



★ 女性研修の翼「研修日程」★

・1週間の中で、6つの施設や企業を訪問させていただきました。

- 11/9 福岡空港→仁川国際空港→シドニー国際空港
- 11/10 シドニー国際空港→キャンベラへ移動
オーストラリア連邦政府首相内閣省女性室
(Office for Women, Department of the Prime Minister and Cabinet)
- 11/11 「KUブラッドン保育所(KU Braddon Children's Centre)」
キャンベラ→シドニーへ移動
- 11/12 働く女性との交流
- 11/13 「アーンスト・アンド・ヤング(Ernst & Young)」
「移民女性健康センター(Immigrant Women's Health Service)」
- 11/14 「自治体国際化協会CLAIR」
- 11/15 シドニー国際空港→仁川国際空港→福岡空港



★ 研修内容 ★

- ・政府としての取組
- ・ワーク・ライフ・バランス
- ・出産・保育事情
- ・移民・難民対策
- ・オーストラリアの現状
- ・ダイバーシティ&インクルージョン等

・政府としての取組

「オーストラリア連邦政府首相内閣省女性室 (Office for Women, Department of the Prime Minister and Cabinet)」を訪問しました。

まず最初に政府機関である「オーストラリア連邦政府首相内閣省女性室」を訪れ、国としての取組を学習しました。女性室は、1979（昭和54）年に内閣府に設立されました。

女性室は、現在育児休暇・託児制度整備やリーダーシップ教育事業等を行い、様々な方面から女性の社会進出の推進に取り組んでいるそうです。しかし、男女間の不平等は未だに存在していて、国を挙げて改善に取り組んでいるそうです。

・ワーク・ライフ・バランス、ダイバーシティ&インクルージョン

アーンスト・アンド・ヤング (Ernst & Young) を訪問しました。

企業の男女平等、男女共同参画状況を学ぶため、ワーク・ライフ・バランスに力を注ぐ「アーンスト・アンド・ヤング」(世界150ヶ国、約700の拠点を持つ、世界四大会計事務所の一つ)を訪問し、社員の方との交流会を行いました。交流会を行った会議室には、いろいろな飲み物やケーキ等のお菓子類が用意されていました。これは、会議の際には必ず用意されるもので、会議で本音を引き出すには、堅苦しいものであってはならないということから、ティーパーティー形式がとられているそうです。



ここでは、社員が自己的かつ社会的に成長し、最大限のサービスを提供することが大事であるという考えから、多種多様な属性・能力を持った人材を受け入れ、有効に活用するという「ダイバーシティ&インクルージョン」の考え方が大切にされています。性差がハンデにならないよう、能力に見合った賃金、昇格の機会を設ける、補助金や育児休暇の延長などの制度を整備しているそうです。

・出産・保育事情

「KU ブラッドン保育所 (KU Braddon Children's Centre) を訪問しました。

オーストラリアは育児休暇制度を企業が保障していたり、医療費も無料だったりと、出産・育児・医療に関する制度の整備が進んでいます。ただ、保育士の数が不足している為に待機児童はすごく多く、妊娠が分かった時点で予約の申し込みをしています。2011年に、出産・育児をする女性に対して、有給育児休暇を認めることが企業に対して義務付けられました。財源は政府で、期間中は企業を通して最低賃金額（週600ドル、約6万円）が労働者へ支払われます。また、産休後職場復帰する際は、産休前と同じポジション、またはそれと同等レベルのポジションに復帰する権利が認められており、雇用主が復帰を断ることは法律で禁止されています。また、フルタイムの正社員だった女性が、産休後に育児との両立のためのパートタイムでの就労を希望した場合も、おおむね認められるようです。育児休暇を賃金の少ない方が取る場合が多く、合理的な考え方だと思いました。



障がいを持った子どものためには、特別な資格を持った保育士が派遣されます。また、自宅での保育を希望することもできます。

・「オーストラリアの文化を学ぶ」(自主研修)

男女共同参画を学ぶときに、その国の歴史や文化を切り離すことはできません。そこで、それらを土台として、オーストラリアではすべての人に優しい街づくりがなされているかを、自主研修の目的としました。トイレにはその国の文化や国民性の差異が一番現れるのではないかと予想し、「トイレ」を中心に調査することとし、二つの視点を置きました。

- ① 日本では、女性が赤、男性が黒や青と色分けされているところが多いが、オーストラリアでも男女を色で固定的に分けているのかということ。
- ② 日本では、女性用トイレは、一角にオムツ替えのベビーシートや、ベビーチェアがあるトイレが一つか二つ設けてあるところが多く、最近では男性用トイレにも徐々に設置されるようになってきたが、オーストラリアはどうかということ。

結果

- ① オーストラリアでは色分けはされておらず黒で統一されていました。例えば女性はスカート、男性はズボンの図柄表示があり、文字では female と male、women と men、LADIES と GENTS といった表記でした。
- ② 男性用トイレにはそのような設備はないとのことでした。



「ペアレントルーム」

シドニーのオフィス街にオムツ替えができる場所はありませんでしたが、シドニー・タワー内のショッピングセンターには、男女ともに入れるベビールームがありました。オーストラリアでは、授乳やオムツ替えができる部屋をペアレントルームと言うそうです。ドア一面に母親と子どもが微笑んでいる写真が大きく表示されていて、入口も広くベビーカーが楽々入れようになっており、部屋の奥の棚にはポットや電子レンジの備えもありました。また、大きなソファがあり、オムツ替えやミルクを与えるのに便利な造りで、トイレ、給湯設備のある広いラウンジという感じでした。オーストラリアでは、仕事をする場所と家族で過ごす場所を合理的に分けて設置しているようです。



今回の研修に参加することで、トイレの表示1つをとっても、固定概念にとらわれていくことに気づかされました。しかし、進んでいる国でも、女性に対する暴力、仕事と家庭との両立などの根源的な課題は、まだまだ我が国と変わらないことも実感しました。女性自身が、自信や誇りを持って、働けるような社会を目指すことが、真の生活の豊かさにつながることを学びました。



八代さんからのメッセージ

仲間がいることや、エネルギーが集まるセミナー等に参加することで、一歩を踏み出すことができます。皆さん、福岡県「女性研修の翼」には是非参加しましょう。

2015(平成27)年度男女共同参画講座(第2回)の様子。「女性研修の翼」の報告会を行いました。

たけすえちょうちょう こうえん おこな
武末町長が講演を行いました

だんじょきょうどうさんかく
～あすばる男女共同参画フォーラム2015～



福岡県男女共同参画の日である11月28日（土）と29日（日）の2日間、「あすばる男女共同参画フォーラム2015」が開催されました。福岡県男女共同参画表彰、基調講演、ワークショップなどが行われ、29日（日）には、武末町長が「那珂川町男女共同参画のまちづくり」をテーマに、那珂川町のまちづくりや男女共同参画社会に向けての取り組みなどについて講演を行いました。



講演における町の紹介の中で、「那珂川南中学校子育てサロン（なみなみサロン）」の取り組みの紹介も行いました。



会場では、那珂川町男女共同参画地域づくり推進委員会「座・しゃくなげ」のメンバーが、那珂川にわかも披露しました。



女性活躍推進法

女性が仕事をする上で、その人の希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境をつくるために、「女性活躍推進法」（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）が制定されました。

なぜ？

- 働く女性は多くなっていますが、就業を希望しながら働いていない女性（就業希望者）は300万人に上ります。出産・育児を理由に離職する人も多いですが、「働きたい」と希望する女性の力を活かせる社会や職場をつくっていくことが求められています。
- 日本は人口減少に向かっており、将来の労働力不足が懸念されています。また、多様な生き方、ニーズに応えるために、企業等も多様な人材を確保することが重要とされています。

メリットはあるの？

女性活躍に積極的に取り組む会社のメリットをご紹介します。

- ・女性社員が把握している市場意識を活かすことでお客様ニーズに応えることができる。
- ・女性社員の働く環境を整えることをきっかけに職場環境が改善し、生産性が高まる。
- ・女性活用に取り組むことで、会社のイメージアップにつながる。
- ・女性が活躍する会社では、男性もイキイキと力を発揮している。
- ・社員の育成には時間とお金がかかるもの。社員が能力を高めつつ就業を継続できればコスト削減につながる。

などなど・・・

性別にこだわらず、それぞれの社員の能力が発揮でき、評価される職場は、男性にとっても女性にとっても働きやすく、活力ある職場作りにつながっていきます。

うちの会社はどうすればいいの？

労働者が301人以上の会社は、2016（平成28）年4月1日までに「事業主行動計画」をつくらなければならない。

<ステップ1> 自社の女性の活躍に関する状況の把握、課題分析

<ステップ2> 行動計画の策定、社内周知、公表

<ステップ3> 県労働局への届出

<ステップ4> 取り組みの実施、効果測定、情報の公表

労働者が300人以下の会社については、努力義務とされていますが、規模に関わらず、それぞれの会社の課題に応じて、積極的に取り組んでいきましょう。

デートDV防止プログラム (中学校)

暴力を使って相手を自分の思い通りにすることをDV（ドメスティック・バイオレンス）といいます。DVは、なぐる、ける、髪をひっぱる等の身体的暴力だけではなく、傷つくことを言う、携帯をチェックする等の精神的暴力、借りたお金を返さない等の経済的暴力なども含まれます。交際相手からふるわれる暴力はデートDVと呼ばれており、若いカップルの間でも起こり、問題になっています。

那珂川町では、2010（平成22）年度より、福岡女子商業高等学校の生徒を対象に、デートDV防止プログラムを実施しています。近年、低年齢化が進んでいるデートDVの現状を踏まえ、2015（平成27）年度からは、町内の中学校においても、デートDV防止プログラムを実施しています。

デートDV防止プログラムでは、思春期の特徴を知り、親しい相手とのよりよい人間関係づくりについて考えるなど、思春期の発達を捉えたデートDVの予防教育を行っています。



デートDV防止プログラムの様子

デートDV防止プログラムでは、このような内容を伝えています。

親しい人とのステキな関係を築くために

☆自分のことを大切にしてください。

☆相手のことも大切にしてください。

☆特別な関係は、自分の気持ちを素直に言える関係です。

☆どんな人間関係にも、暴力は必要ありません。

☆いやなことを「いや」と伝えることは、自分の気持ちをまもることです。

☆困った時は、だれかに相談してください。

☆相談を受けたら、「話してくれてありがとう」「力になるよ」と伝えてください。



思春期は、子どもから大人になるために心と体が急に成長する時期です。人間関係でも、家族など身近な人との関係が中心の子ども時代から、自分の力で仲間を選び、社会へ巣立っていく練習時期にあたります。もちろん失敗することもあります。そんなとき、子どもの力を信じて見守りながら、失敗したらいつでも受け入れられる体制をつくってあげてください。受け入れてくれる場所があれば、つらい時、傷ついたときは一旦戻り、回復したらまた力をたくわえて飛び立つことができます。

ふくおかけんだんじょきょうどうさんかく
福岡県男女共同参画センターあすばる

所在地 〒816-0804 春日市原町3-1-7 クローバープラザ内
 電話 092-584-1261 FAX 092-584-1262
 開館時間 9:00~21:00 (日曜・祝日 9:00~17:00)
 休館 第4月曜日を除く毎週月曜日 (祝日の場合は翌日)、年末年始、8月13~15日 (*8月の第5を除く月曜日は開館)

ふくおか し だんじょきょうどうさんかくすいしん
福岡市男女共同参画推進センター・アミカス

所在地 〒815-0083 福岡市南区高宮3-3-1
 電話 092-526-3755 FAX 092-526-3766
 開館時間 9:30~21:30 (平日) 9:30~17:00 (日曜・祝日)
 休館 毎月第2火曜日及び最終火曜日 (祝日の場合は翌日)、年末年始

な か がわまちだんじょきょうどうさんかくすいしん
那珂川町男女共同参画推進センターあいなか

所在地 〒811-1292 那珂川町西隈1-1-1 勤労青少年ホーム内
 電話 092-953-2211 FAX 092-953-0688
 開館時間 9:00~22:00 (平日)、9:00~17:00 (日曜・祝日)
 休館 12月29日~翌年1月3日

★ そう だん まど ぐち ★
相談窓口

※すべて年末年始を除く

「DV相談」

- ◆ちくし女性ホットライン 電話 092-513-7335
 受付時間 10:00~17:00 (月曜日~金曜日) (木曜日のみ20:30まで※2016年3月まで)
 ※2016年4月から受付時間が変わります。詳しくは町広報やHPでお知らせします。
- ◆配偶者暴力相談支援センター(筑紫) 電話 092-584-0052
 受付時間 8:30~17:15 (月曜日~金曜日 祝日を除く)
- ◆配偶者からの暴力相談電話 電話 092-663-8724
 受付時間 17:00~24:00 (月曜日~金曜日)、9:00~24:00 (土日祝日)
- ◆福岡県警察の犯罪被害者相談電話「ミズ・リリーフ・ライン」
 (犯罪被害にあわれた方々の心のケア) 電話 092-632-7830
 受付時間 9:00~17:45 (月曜日~金曜日 祝日を除く)

「総合相談」

- ◆福岡県あすばる女性相談ホットライン 電話 092-584-1266
 受付時間 毎日 (祝日、8月13~15日を除く) 9:00~17:00 (金曜日のみ18:00~20:30も可)
 所在地 春日市原町3-1-7 クローバープラザ内

「男性相談」

- ◆男性のための相談ホットライン 電話 092-526-1718
 受付時間 19:00~21:00 (第1~第3月曜日)



「労働」

- ◆福岡中央労働基準監督署 電話 092-761-5605
 受付時間 平日 8:30~17:15 所在地 福岡市中央区長浜2-1-1

「人権相談」

- ◆福岡法務局筑紫支局 電話 092-922-2881
 受付時間 平日 8:30~17:15 所在地 筑紫野市二日市中央5-14-7

● 問い合わせ先 那珂川町人権政策課 092-953-2211 (代表) 092-408-8051 (直通) ●